

情報リテラシーについて

© 芳野明 2019

情報リテラシーについて

1. 情報

日常的によく用いられていますが、その定義は千差万別です¹。ここでは、国語辞典で説明されるような、ごく一般的な意味で考えたいと思います。辞典を参照しましょう。

- ①事物・出来事などの内容・様子。また、その**知らせ**。
- ②ある特定の目的について、**適切な判断を下したり、行動の意思決定をするために役立つ資料や知識**。
- ③機械系や生体系に与えられる指令や信号。例えば、遺伝情報など。
- ④物質・エネルギーとともに、現代社会を構成する要素の一。（『大辞林』第3版。）

大学では、日々課題に直面します。レポート課題のように与えられるものもありますし、自主制作の中で自然と生まれてくるものもあります。そんなときに、外界から与えられる解決のためのヒントとなるもの、それが「情報」であるといえます。友人の助言、書籍や雑誌などの文章、テレビ番組や映画の映像や音声などのすべてが「情報」です。

2. リテラシー

本来は「識字能力」、つまり「読んだり書いたりする能力」を意味していますが、転じて「ある分野に関する技能、知識、能力」のことを指します。

3. 情報リテラシー

3.1 情報リテラシーとは

「情報に関しての技能、知識」ということになります。アメリカの図書館協会は「『情報が必要なときに、それを認識し、必要な情報を効果的に見つけ出し、評価し、利用する』ことができるように、個々人が身に付けるべき一連の能力²」と定義しています。

道に迷ってしまったときのことで考えます。「なんとかなるだろう」とそのまま進み続ける人は、「情報リテラシー」を身につけていないと考えられます。**情報が必要なときに、「情報が必要である」ということを認識していない**と考えられるからです。

「情報の必要性」を認識できたら、次に必要な情報を効果的に見つけ出さなければなりません。この場合、「必要な情報」とは何でしょうか。まず、自分がいる位置と目的地の場所（住所）を特定する必要があります。自分がどこにいるかもわからないし、目的地の住所もわからないというようなときはどうしますか。目的地の名前がわかれば、通りすがりの人に尋ねるという方法があります。与えられた条件（目的地の名称しわからない）を前提として、「**必要な情報**」を「**効果的に見つけ出す**」ということでは、理にかなっています。

1 たとえば、以下のような定義があります。

■起こりうる状況の不確実性の量を減じる働きをするもの（ウィーヴァ/シャノン、『通信の数学的理論』、1967年。）

■外界に適応しようとするとき、我々が外界と交換するものの内容（ウィーナー、『人間機械論』、1950年。）

■物質・エネルギーの時間的・空間的および質的・量的パターン（吉田民人、『情報科学の構想』、『社会的コミュニケーション』所収、1967年。）

■組織化され伝達されるデータ（ポルト、『情報経済入門』、1977年。）

■人間と人間の間で伝達される一切の記号系列（梅棹忠夫、『情報産業論』、1963年。）

■複製が可能であり、かつ複製された後も、なお同一の状態を保つような内容（野口悠紀雄、『情報の経済理論』、1974年。）

2 アメリカ図書館協会、「高等教育のための情報リテラシー能力基準」（野末俊比古他訳）、2000年、<http://www.ala.org/acrl/sites/ala.org/acrl/files/content/standards/InfoLiteracy-Japanese.pdf>、2015年2月22日。

自分の位置と目的地の住所がわかれば、地図を使って経路を知ることができます。次に地図を探すことになります。目の前に書店や図書館があれば印刷された地図を見ることもできますが、今はほとんどスマートフォンを使うでしょう。地図アプリを使って経路を確認し、場合によってはナビ機能で目的地まで音声案内してもらうことも可能です。まれにですが、アプリが間違っていることがあります。新規に開発された地区や区画整理された地区などの場合、最新の道路情報をアプリが反映していないことがあります。

そんなときには、複数の地図情報を見比べることが必要になります。それらを**的確に整理**して、より信頼性の高いものを見つけ出さなければなりません。これが「**情報を評価する**」ということです。アプリの地図の信頼性を自分で判断しなければならないのです。こうしてはじめて**情報を上手に「利用する」**ことができるのです。

3.2 著作権

「情報を利用する」ときには、気をつけないといけないことがあります。それが著作権です。著作権は「著作権法」で定められている「著作者の権利」のことです。著作者とは著作物を創作する人のことで、著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（著作権法第2条）のことです。

著作権法では、「著作者に無断で著作物を改変してはいけない」、「著作者に無断で著作物を複製してはいけない」など、さまざまな著作者の権利が守られています。以下で、とくに大学での活動に関係が深いものを少しだけ説明します。

①複製権

著作者に無断で著作物を複製してはいけません。**複製には単なるコピーだけでなく、写真に撮る、録画をする、印刷するなど**いろいろな方式が含まれます。

②上演および演奏権

著作者に無断で著作物を上演したり、演奏したりしてはいけません。

③上映権

著作者に無断で著作物を上映することはできません。借りてきたり録画したりした映像を、友達と一緒に見るというのも「上映」にあたる場合があります。

3.3 著作権の制限／保護期間

著作者の許諾無しに、著作物を使える場合があります。

①図書館でのコピー

図書館は**調査研究目的**であれば、著作物の**一部分を一人につき一部**までコピーして利用者に提供することができます。実際には利用者が自分でコピーする 경우가ほとんどです。

②引用

論文、レポートなどに他者の著作物を引用する場合、以下の四点が守られていれば、著作者の許可を取る必要はありません。

引用の目的から考えて、**正当な範囲**内であること

その論文、レポートのなかで、**どこからどこまでが引用かがはっきり示されている**こと

引用箇所の**出典がはっきり示されている**こと

論文、レポートの**執筆者の記述が主、引用部分が従**の関係にあること

3 本学ではレポートであっても出典を明示せずに引用を行うと、「試験における不正行為」と見なされて処分の対象になります。

③著作権の保護期間

著作物の発表後あるいは著作者の没後、一定の期間（保護期間）を経ていれば著作者の許諾無しに、著作物を使うことができます。期間計算する場合、死亡、公表、創作の翌年の1月1日を起算日とします。

海外の著作物では、保護期間が異なる場合があるので注意が必要です。

著作物の種類	保護期間
実名（周知の変名を含む）の著作物	死後 70 年
無名・変名の著作物	公表後 70 年 (死後 70 年経過が明らかであれば、そのときまで)
団体名義の著作物	公表後 70 年 (創作後 50 年以内に公表されなければ、創作後 50 年)
映画の著作物	表後 70 年 (創作後 70 年以内に公表されなければ、創作後 70 年)

4. メディア・リテラシー

4.1 定義

情報を伝達してくれるものが「メディア」です。テレビや新聞といった「マス・メディア」(1対多)、電話や e-mail などの「パーソナル・メディア」(1対1)、「インタラクティブ・メディア」(受け手と送り手が自在に入れ替わる)など、観点によってさまざまな種類があります。

このメディアに関する「技能、知識、能力」が**メディア・リテラシー**ということになります。メディア機器のうちにはコンピュータも含まれます。コンピュータに関する「技能、知識、能力」はとくに「**コンピュータ・リテラシー**」と呼ばれます。また、インターネットに代表されるコンピュータ・ネットワークに関する「技能、知識、能力」を「**ネットワーク・リテラシー**」といいます。このように「情報リテラシー」のなかには、さまざまな「リテラシー」が存在しています。

総務省は、「メディア・リテラシー」を以下の3つの要素から構成されるものとしています⁴。

※メディアを**主体的に読み解く**能力。

※メディアに**アクセスし、活用する**能力。

※メディアを通じ**コミュニケーションする**能力。特に、情報の読み手との相互作用的（インタラクティブ）コミュニケーション能力。

この考え方は、**メディアの「読み手」**の側のリテラシーが強調されています。しかし、SNSの発達や Web サイト開設サービスの普及によって、わたしたちは簡単にメディアを通じた**情報の「送り手」**になれるようになりました。ですから、発信者としてのリテラシーも必要になっているのです。

4.2 メディアを読み解く

メディアを通じて得られた**情報を鵜呑みにするのでは、「主体的に読み解いているとはいえません**。情報の内容を的確に判断しながら読むことが必要です。

①書籍・論文と Web

書籍ができあがるまでには、多くの人がその文章に目を通します。優秀な編集者は、単に文章の誤字、脱字などを訂正するだけでなく、学術書にあたり最新情報を入手したりして、内容の正確さまで気を配ったり、読み手のことを考えて文体や語句を直してくれたりします。

論文にもいろいろなものがあります。専門家が目を通して認められたものしか掲載しない雑誌もありますし、誤字・脱字チェックくらいしか入らないものもあります。もちろん「学術雑誌」と「商業雑誌」の違いも考える必要があります。ときどき「個人の Web サイトで論文を発表している」とか「Facebook

4 総務省、「放送分野におけるメディアリテラシー」、http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/hoso/kyouzai.html, 2015年2月22日。

で論文を書いている」というような人がいますが、それらは論文とは言えません（例外もありますが）。そうしたものは内容チェックはもちろん「誤字・脱字」チェックさえも入らないからです。

そういう意味で、**Web 上には玉石混淆、種々雑多な文章が氾濫**しています。これらの内容を判断するのは難しいかもしれませんが、**いくつかの手がかり**はあります。

□公的機関の Web サイト・・・各省庁、地方自治体の Web サイト上の情報、とくに統計情報や法律・条例などは信憑性が高いといえます。URL の末尾で見分けることができます。

※.go.jp は日本政府関連機関

※.pref.hogehoge.jp（hogehoge は都道府県名）は都道府県

※.city.hogehoge.lg.jp や city.hogehoge.hoge2.jp（hogehoge は市の名称、hoge2 は都道府県名）は市

※.town.hogehoge.lg.jp や town.hogehoge.hoge2.jp（hogehoge は町の名称、hoge2 は都道府県名）は町

※.vill.hogehoge.lg.jp や vill.hogehoge.hoge2.jp（hogehoge は村名、hoge2 は都道府県名）などは村

※.gov はアメリカ政府

※. 政府を表す語. 国を表す語はその国の政府。たとえば governo.it、.gouvernement.fr はそれぞれイタリア政府とフランス政府

□高等教育機関（大学・短大・専門学校・大学校など）の Web サイト・・・高度な教育・研究を行う組織ですので、基本的に信憑性は高いと言えます。これも URL の末尾で見分けることができます。

※.ac.jp は日本の高等教育機関

※.edu はアメリカの高等教育機関

②複数情報の参照

情報源が少ないほど、一般的には信憑性がさがります。また、情報源によって異なる内容を示していることもあります。国語辞典でさえもそういう例は見られます。

「デザイン」を Web 上の国語辞典で調べてみました。

□『デジタル大辞泉』の説明

1 建築・工業製品・服飾・商業美術などの分野で、実用面などを考慮して造形作品を意匠すること。

「都市を一する」「制服を一する」「インテリアー」

2 図案や模様を考案すること。また、そのもの。「家具に一を施す」「商標を一する」

3 目的をもって具体的に立案・設計すること。「快適な生活を一する」

□『大辞林』の説明

作ろうとするものの形態について、機能や生産工程などを考えて構想すること。意匠。設計。図案。

「自分で一した服」

2011 年の東日本大震災で発生した福島第一原子力発電所の事故に関する情報が発信元によってまったく異なっていたのは、まだ記憶に新しいことと思います。メディアを主体的に読み解くには、**複数の情報源にあたり、その信憑性をさまざまな角度から検証する**ことが必要です。

4.3 メディアの活用

テレビ・ショッピングや Web を利用しオンライン・ショッピング、各種のチケットやホテルの予約など、まったく会話をするこなしにさまざまなサービスを受けられるようになりました。しかし、その利用法をよく理解しないと、大変な落とし穴にはまることがあります。また、デジタル放送の普

及により**不正視聴**問題も発生しています。

メディアには多くの危険が潜んでいることを認識しながら、これを有効に活用しましょう。

■インターネット（Web や e-mail）上の危険

□フィッシング詐欺

金融機関や一般企業になりすまして、クレジットカードの情報や各種の暗証番号を不正に入手する詐欺です。

□ワンクリック詐欺

一度クリックしただけ、あるいは単にアクセスしただけで料金請求をしてくる詐欺です。法的に無効なものなので、支払う必要はありません。

□マルウェア

ファイルのダウンロード、Web 閲覧、e-mail の受信などさまざまな経路でコンピュータシステムに侵入し、データの改ざんや破壊、情報の不正入手などを行う「悪意あるソフトウェア」のこと。ウイルス、ワーム、スパイ・ウェアなどがある。

■デジタル放送での不正

□不正視聴

デジタル放送を受信するには B-CAS カードが、CS デジタル放送を受信するには C-CAS カードが必要です。こうしたカードは有料放送の受信や放映される番組の著作権保護のために用いられています。

これらのカードの内容を改ざんし、無料視聴できてしまう不正カードが存在します。こうした不正カードを用いてデジタル放送を受信するのは犯罪です。

■Facebook / Instagram の危険

□情報がさらされる。

Facebook を利用している人は、試しに Yahoo! や Google で自分の名前を検索してみてください。あなたの Facebook サイトが検索結果に表示されるでしょう。そこからアクセスすると、あなたがアップしたいろいろな情報を見ることができます。写真をあげていけばそれも見ることができます。**見ず知らずの人が Facebook 上の他人の写真を保存して、それを使用するというケースが増えています。顔と名前、場合によっては出身校や誕生日までが世界中に晒されている**ということになります。

5. メディアでのコミュニケーション

メディアを利用しているからといって、なにか特別な作法があるわけではありません。一般的なコミュニケーションとたいした変わりはないと考えてください。まずは、**対人関係の一般常識**を身につけることが必要です。

そのうえで、さらにメディア（とくに ICT メディア）を介したコミュニケーションでの注意事項をまとめておきます。

5.1 e-mail

■to（宛先）、Cc（Carbon Copy）、Bcc（Blind Carbon Copy）

特定の個人にメールを送信するときはいいのですが、同じ文面を複数のアドレスに送信したい場合があります。この時、受信者のメールアドレスをどこに入力するのかによって、受信者が見

られる内容が変わってきます。

□To: の後にアドレスを列挙した場合

□To: の他、Cc: の後にもアドレスを列挙した場合

この2つの場合は、すべてのアドレスを受信者が閲覧することができます。

□Bcc: の後にアドレスを入れた場合

受信者は Bcc: の後に書かれたアドレスは見ることはできません。

受信者の全員がすでに知り合いであって、互いにメールアドレスを交換し合っているような場合は、**To:** の後に列挙したり、**Cc:** で送っても問題はありません。しかし、**受信者が互いに知り合いでない場合には、ある人のメールアドレスが別の人にさらされる**こととなります。



新規メッセージ

To 新井さん *

Cc 高橋さん * 佐藤さん *

Bcc 鈴木さん * 清水さん * 松本さん

From Alice Yoshino <alice.yoshino@gmail.com> *

件名

※新井さん：高橋さんと佐藤さんのアドレスを見ることができる。

※高橋さん：新井さんと佐藤さんのアドレスを見ることができる。

※佐藤さん：新井さんと高橋さんのアドレスを見ることができる。

※鈴木さん、清水さん、松本さん：新井さんと高橋さんと佐藤さんのアドレスを見ることができる。

送信先アドレスを受信者の誰にも見せたくない場合は、**To: の後に自分のアドレスを入れて（自分のメール）、受信者全員のアドレスを Bcc: の後に入力します。**



新規メッセージ

To 自分 *

Cc

Bcc 新井さん * 高橋さん * 佐藤さん * 鈴木さん * 清水さん * 松本さん

From Alice Yoshino <alice.yoshino@gmail.com> *

※すべての人が、差出人のアドレスしかみることができない。

■迷惑メール

現在、多くのメールサービスで「迷惑メールフィルタ」が用意されています。文面や送信元・配信先アドレスから迷惑メールを判断して、「迷惑メールフォルダ」や「ゴミ箱」に最初から振り分けてくれるものです。

しかし、迷惑メールでないメールまで迷惑メールと判断されてしまうことがあります。この場合、それぞれのソフトウェアに「特定のアドレスを迷惑メールに振り分けない」機能がありますので、これを使って対処します。

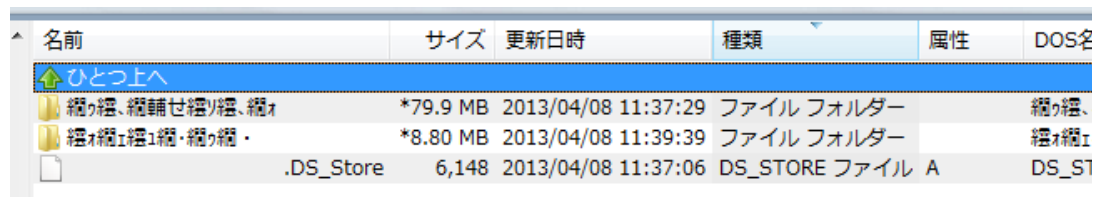
■返信の際の引用

メールを返信する際に、受信したメールのテキストをそのまま返信メールの末尾に付加する機能があります。1,2 回の往復ならよいのですが、送受信者間でのやりとりが増えるにつれ、この引用文の

量がふくれあがってしまうことがよくあります。引用の必要性をよく考えて、この機能を使うようにしてください。

■ファイル圧縮

添付ファイルが、容量制限を超えてしまって困ったことはありませんか。そんなときに「ファイル圧縮」を行うことがあります。Macの標準的な圧縮機能を使って **Zip 圧縮したファイル**を Windows で解凍すると、ファイル名やフォルダ名が下の図版のように文字化けしてしまいます (Win → Mac でも起きるときがあります)。ひどいときには、ファイルが開かなくなることもあります。



名前	サイズ	更新日時	種類	属性	DOS名
ひとつ上へ					
縹の縹、縹輔せ縹リ縹、縹	*79.9 MB	2013/04/08 11:37:29	ファイル フォルダー		縹の縹、
縹縹縹縹縹縹縹縹縹縹	*8.80 MB	2013/04/08 11:39:39	ファイル フォルダー		縹縹縹
.DS_Store	6,148	2013/04/08 11:37:06	DS_STORE ファイル	A	DS_ST

現在、Apple 社あるいは Microsoft 社の純正のソフトで、この文字化けを防いでくれるものはありません。フリーソフトも出回っていますが、自己責任で使用するようにしてください。

圧縮せずに大容量ファイルを送るには、「firestorage」や「宅ファイル便」などのサービスを使用する方法があります。こうしたサービスでも、個人情報や機密性の高い情報は送らない方がよいと考えてください。

5.2 SNS

Twitter や Facebook、Instagram など、インターネットを利用して利用者間のコミュニケーションを促進するサービスがあります。これらはソーシャル・ネットワーキング・サービスと呼ばれています。4.3 で書いたように、これらのサービスには意外な落とし穴があります。

- 自宅がばれる**
- 友達の友達（あなたとは見ず知らずの人）にさまざまな情報がばれる**
- 偽アカウントによる詐欺にあう**
- アカウントが乗っ取られ悪用される**

このような可能性があることを十分に知っておく必要があります。

6. おわりに

情報社会の到来によって、たしかにわたしたちの生活は便利になったと思います。しかし同時に、個人情報や金銭のやり取りが実際に対面することなくできるようになったことに起因するトラブルが増えています。

こうした両面性を理解して、情報や情報メディアを活用するように心がけましょう。

